

指宿広域市町村圏組合公有財産管理規則

(平成6年指宿広域市町村圏組合規則第26号)

改正 平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号

平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号

平成25年指宿広域市町村圏組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、公有財産の取得、管理及び処分並びに物件の借入れ、使用、受託その他の管理に関し、法令及びその他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 この規則の公有財産の管理に関する事務の取扱いに関しては、指宿市公有財産管理規則（平成18年指宿市規則第45号）を準用する。この場合において、同規則中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「財政課長」とあるのは「事務局長」と、「指宿市契約規則（平成18年指宿市規則第44号）」とあるのは「指宿広域市町村圏組合契約規則（平成6年指宿広域市町村圏組合規則第25号）第2条の規定により準用する指宿市契約規則（平成18年指宿市規則第44号）」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年指宿広域市町村圏組合規則第5号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年指宿広域市町村圏組合規則第1号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日指宿広域市町村圏組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。